個性豊かな住み良い町を創出

ふるさと景観条例を制定

この条例は、町の豊かな海・山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら、地域住民の意見を踏まえたうえでふるさと景観づくりを推進し、魅力ある個性豊かな住み良い町を創出しようとするものです。

ふるさと景観づくりとは町や町民等が行う次に掲げる事業をいいます。

- 道路や港湾等周辺または民有地の景観保全と、新たな景観形成をするための事業
- ゾーンごとに特色ある路傍植栽や自然石を利用した、新たなふるさと景観を創出するための事業
- 個人の住宅やその周辺における魅力ある個性豊かなオープンガーデンづくり事業
- 自然景観と調和した快適な生活ができるふるさと景観づくりのための事業
- 集落および団体等が、企画立案した自然と調和したふるさと景観づくりのための事業

景観づくりの具体的な目標

- 町花・町木を中心とした花と緑が溢れるまちづくり
- 雲仙天草国立公園区域の景観を守り育てる運動推進
- 東シナ海の夕日と段々畑、黒之瀬戸の渦潮、離島の島々、養殖生簀群、風力発電風車、鶴の活用等を観光に生かす展望公園づくり
- 自然生物にやさしい水辺環境等の保全
- 石積みを用いた自然にやさしい道づくり
- 住民総参加の沿道修景づくり
- 里山の原風景を生かした魅力ある景観づくり

↑上揚の道路沿いで咲き誇る梅の花

ふるさと景観協定の申請

美しい魅力あるふるさと景観づくりに協力し、活動しようとする団体等は必要な事項について協定を締結し、町に認定を申請してください。

ふるさと景観協定の認定

町は申請された協定が、ふるさと景観協定に寄与するものであると認めたときは、これをふるさと景観協定として認定します。

表彰

町長は、長島町らしいふるさと景観形成に寄与していると認められる建築物または工作物の所有者、設計者および施工者等を表彰します。

表彰の対象は

- 建築物
- 工作物（街灯・門・生垣・柵・自然石利用の石積み等）
- 植栽（花・木）
- 個人のオープンガーデン
- 道路・河川・海岸等の美化活動
- 個人および団体が行う景観形成に貢献した者等

助成

町長は、次に該当するものに対し、経費の一部を助成します。

- すぐれたふるさと景観形成に寄与すると認められる、集落活動に要する経費
- ふるさと景観協定を締結した者の中から、景観形成に寄与すると認められる活動に要する経費
- その他町長が適当と認める事業に係る経費

町民・事業者・町が協働し美しい景観を作りましょう。

「助役」から「副町長」に名称が変わります

地方自治法の改正に伴い、平成19年4月1日から全国の市町村において、これまでの「助役」の職は「副市町村長」に改正されます。この改正により、本町では4月1日から「助役」は「副町長」という名称となります。

収入役制度が廃止され「会計管理者」を設置します

地方自治法の改正により、特別職である「収入役」制度が廃止され、会計事務を行う一般職の「会計管理者」を置くことになりました。本町では行財政改革の一環としてすでに収入役を廃止し、助役が兼務していましたが、4月1日から「会計管理者」（会計課長を兼務します）を設置し会計事務を行います。